

請負代金法定福利費内訳書の提出について

令和元年9月6日

社会保険等への加入を一層推進していくために必要な法定福利費が契約段階でも確保されることが重要であることから、県発注工事において、当該工事の請負代金額における法定福利費を明示した「**請負代金法定福利費内訳書**」を発注者へ提出するものとします。

【内 容】

県発注工事の受注者（元請）に対し、**当該工事に係る法定福利費を明示した書類「請負代金法定福利費内訳書」の提出を求める。**

※令和元（2019）年10月1日以降に入札公告又は指名競争入札執行通知を行う県発注工事から適用。

【提出方法等】

- ・元請業者は、契約締結後すみやかに、工程表等と併せて提出する。
- ・当該工事の請負代金額、法定福利費総額等を記載する。
- ・請負代金法定福利費内訳書の内容は、県との契約内容を拘束するものではない。

※なお、記載された法定福利費の金額が不相当と思われる場合、県から算出方法の確認をお願いする場合があります。

【その他】

○法定福利費の計算方法などについては、下記の国土交通省ホームページをご参照ください。

「建設業における社会保険加入対策について」

(http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000080.html)

「法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順（簡易版）」

(<http://www.mlit.go.jp/common/001203247.pdf>)

【お問合せ先】

香川県土木部土木監理課 契約・建設業グループ
電 話：087-832-3506